

2021年6月

さわやか信用金庫

「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」のご案内

平素は、さわやか信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の発生、及び感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令により影響を受けた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、この度は2021年6月から受付が開始される「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」（以下、「月次支援金」といいます）についてご案内致します。

月次支援金は、2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の方々に給付されます。

なお、月次支援金の申請には「月次支援金事務局」に対するアカウント・申請登録後、「登録確認機関」において事前確認手続きが必要となります。

当金庫は「登録確認機関」として登録を行っておりますが、当金庫が担当させていただく事前確認対象先は当金庫と事業性の与信取引を有するお取引先様となりますので、予めご承知おきください。

また、事前確認事項をヒアリングさせていただいた後にインターネットでの登録作業を要することから、事前確認完了まで一定のお時間を要することをご理解お願い申し上げます。詳細につきましては、お取引いただいている各営業店へお尋ねください（当金庫休業日を除く、9:00～15:00（但し、11:30～12:30を除く））。

【登録確認機関とは】

申請予定者が不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、①事業を実施しているのか②月次支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認するため、月次支援金事務局が登録した機関を指します。

【月次支援金事務局のホームページに掲載されている登録確認機関の概要】

事務局ホームページに掲載されている、商工会／商工会議所の会員の方は当該商工会／商工会議所に、農協／漁協の組合員の方は当該農協／漁協に、中小企業団体中央会の会員の方は中小企業団体中央会に、金融機関と事業性の与信取引がある方は当該金融機関に、顧問の士業がいる方は当該士業に確認を依頼してください。

【月次支援金事務局の相談窓口】

フリーダイヤル：0120-211-240

※IP電話等からのお問い合わせ先：03-6629-0479

